

軽自動車などの廃車・ 名義変更は届出が必要です

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。手続きをしないと、そのまま課税されてしまうことになります。次の項目に該当する場合、3月末までに手続きをしてください。

- 使用をやめたとき
 - 廃棄したとき
 - 所有者が亡くなったとき
 - 他市町村に住所を移したとき
 - 盗難にあったとき(警察への盗難届の受理番号が必要です)
 - 他人に譲ったとき(名義変更の処理が済んでいるか確認してください)
- 詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



問い合わせ先

- 軽四輪
軽自動車検査協会千葉事務所
☎ 050 (3816) 3114
- 軽二輪・二輪小型自動車
関東運輸局千葉運輸支局
☎ 050 (5540) 2022
- 125 cc以下のバイク、農耕用小型特殊自動車など
課税課 ☎ (93) 0443

国民年金第3号被保険者は届出が必要です

第3号被保険者の保険料は、配偶者の加入している年金制度全体で負担しますので、個人で納めていただくことはありませんが、届出は必要です。

健康保険の扶養の届出と一緒に配偶者の勤務先へ届け出ていただくと、勤務先を経由して年金事務所に提出されます。

忘れずに勤務先へすみやかに届け出てください。

■第3号被保険者

厚生年金に加入している配偶者に扶養され、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人

■該当ケース

- 結婚して扶養に入ったとき
- すでに結婚して扶養に入っている人が20歳になったとき
- 自分の収入が減って配偶者の扶養に入ったとき
- 配偶者が厚生年金(会社員や公務員など)に加入して扶養に入ったとき



第3号被保険者の特例認定

留学生や海外赴任に同行する家族など、国内居住要件の例外(海外特例要件)に該当する人は、届け出ていただくことにより、国民年金第3号被保険者の特例認定が可能です。特例の詳細については、問い合わせてください。

☎ 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

高額医療・高額介護合算 療養費の申請を

年単位で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その世帯合計が限度額を超えた場合、その限度額を超えた金額が支給されます。

支給対象になる人のうち、後期高齢者医療保険または富里市国民健康保険に加入している人は、4月頃に通知を発送しますので、通知に基づき、国保年金課の窓口で手続きしてください。

■算定期間 令和6年8月1日
～令和7年7月31日

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



問い合わせ先

- 国保年金課
高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085
国保班 ☎ (93) 4083
- 高齢者福祉課
介護保険班 ☎ (93) 4980

3月～5月 春の農作業安全確認運動



トラクターの横転や機械に挟まれるなど、県内でも大怪我をする人が後を絶ちません。

農作業中の事故防止を心掛けましょう。

農作業中の事故防止ポイント

- 機械のつまりを取り除くときは、エンジンを止める
- 機械に巻き込まれないよう、作業に適した服装にする
- 作業内容や作業場所を家族などに伝えておく
- 緊急時に連絡が取れるように、携帯電話を持って作業に出かける

☎ 農政課 ☎ (93) 4943

新たに就農された人へ



令和7年6月から令和8年5月の間に就農した人、または就農予定の人を「新規就農者を祝う会」にご招待しますので、3月27日(金)までに、ご連絡ください。

新規就農者を祝う会とは

農業者同士の親睦を深めるお食事会
※祝う会の日程などは、後日改めてお知らせします。

☎ 申込先
農政課 ☎ (93) 4943

納期内納付に ご協力ください

3/31 (火)

- 固定資産税・都市計画税 随時期
- 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収) 随時期
- 国民健康保険税 随時期
- 後期高齢者医療保険料 随時期
- 介護保険料 随時期